

# 中川事務所新聞

第81号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【規制強化の恐怖】

昨年度の大衆薬市場は2.4% (約280億円) 縮小しました。薬事法の改正で薬の販売規制が厳しくなったことも影響しているようです。

今月から改正貸金業法が全面施行されて総量規制が始まります。この規制強化によって3~5年後には07年比10兆円(50%)市場が縮小するとも予想されています。消費や事業に回っていた10兆円が吸い上げられるということです。

他にも消費者保護やコンプラ



イアンスという美名の下、規制強化の動きは目白押しです。事業者にとっては外部環境の大変化に直面しているわけで、この変化への対応が生き残りの鍵になりそうです。

### 【政治の流動化】

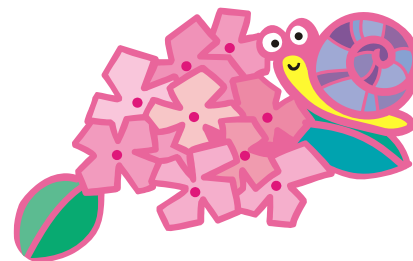
社民党が連立政権を離脱し、政治の行方が非常に混沌としてきました。事業者としては、今後生じるであろう「空白期間」についての心構えを持っておく必要があるでしょう。

政治的に何も決められない空白期間はこれまでも生じてきました。その度に日本の信用失墜が起こり、株価の下落や為替市場の大幅な変動を通じて景気に悪影響を与えます。これらは外部環境の変化なので、事業者側からコントロールするのは不可

能ですが、無抵抗で大波に飲み込まれることの無いよう、主体的な舵取りが必要です。せめて自社の立ち位置ぐらいはしっかり定めておきましょう。

### 【6月の事務予定】

- ・6月決算法人期末実地棚卸
- ・3月決算建設業決算変更届
- ・4月決算法人確定申告&納税
- ・10月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険の年度更新と納付
- ・歯の衛生週間(4~10日)
- ・環境月間



## 知ってお得！？法律雑学

Q. 先日、有名な写真家が墓地霊園でヌード撮影をしたとして、礼拝所不敬罪で略式起訴されたようです。このような犯罪があるのですか？

A. 仏堂・墓所などの礼拝所に対し、公然と尊厳を汚す(不敬)行為をした場合、6月以下の懲役または禁固、10万円以下の罰金が課されます

(刑法188条1項)。

通常は故意に墓石を倒したり、墓地で供え物を盗んだ場合に適用されることがありますが、今回は墓地霊園でのヌード撮影が不敬行為とされたようです。そもそもこれが刑法で規定されていること自体驚きですが、他にも同条2項では、葬式などでお経を読むのを故意に妨害するなど

して葬式の進行を妨げる行為に対しても罰則が規程されています(説教等妨害罪)。

このような場面での立ち居振る舞いにはご注意を！？

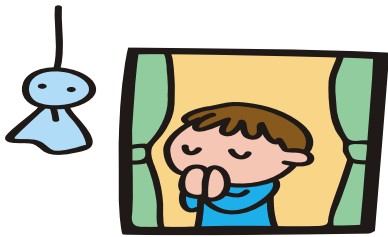


# 経営談義

## 【経営戦略の構造-全社戦略の策定-】

スター	問題児
金のなる木	負け犬

上の図は有名なBCG-PPMという分析図です。縦軸↑に市場成長性、横軸→に相対的マーケットシェアをとります。  
 問題児…成長性が高い(=競争が激しい)が、シェアが低いので利益を出しづらい。  
 スター…成長性が高く、シエ



アも高いので利益を出しやすいが、競争が激しいので再投資が必要になる(=お金が残らない)。  
 金のなる木…成長性が低くシェアが高いということは、競争相手が少ないということなので最も利益を出しやすい。  
 負け犬…原則的に撤退すべきです。

事業や商品をこの図に当てはめてみると、原則的には問題児から始まりスター⇒金のなる木へと移動していきます。金のなる木で稼いだお金を新たな問題児に投資することで会社の成長が循環するというわけです。

なお、一番儲かるのは金のなる木なのでこの分野だけを抱えておくのが理想かといえ

ばそうではなく、経営には継続性が必要なので、稼いだ金は次の稼ぎの元に投資しなければなりません。つまり、バランスの取れた組み合わせが必要ということです。

現状の事業(商品)においても、これからはじめようとする事業(商品)においても、一度この図に当てはめて、何にどれほどの経営資源を振り向けるか考えてみてはいかがでしょうか。それが経営戦略の第一歩になります。



「脳からストレスを消す技術」という本を読んでいます。精神論ではなく、脳科学的にストレスの発生メカニズムとその対処法が書かれています。本当に効果があるのか、私自身で人体実験してみようと思っています。

規制強化は過保護行政とも捉えられます。子供に危ないという理由で百円ライターが販売禁止になるそうです。そのうち、子供がコケて怪我をするからと自転車も販売禁止になるのでしょうか。

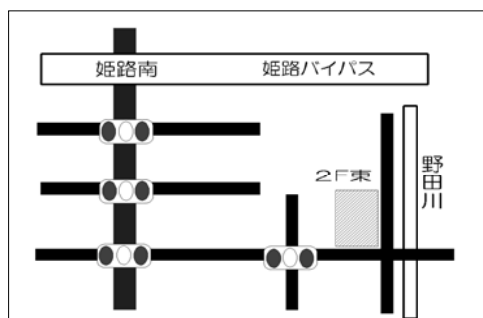
あじむわ

ワンストップ「経営・生活」サポーター  
**行政書士・中川法務会計事務所**

### 法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1  
 田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp